

居酒屋ヒストリー

文部科学副大臣
名譽顧問 藤井基之



「シャンパン」という呼称は、フランスのシャンパーニュ地方特産のスパークリングワインにしか使ってはいけないのだそうです。これは、世界貿易機関（WTO）協定に基づいた、産地名を商品名に使用する「地理的表示制度」という制度が適用されているからです。そこで、今、世界的な和食ブームで、「日本酒」の人も高まっている機会に、国税庁が、「日本酒」を「国産米を原料とし、日本国内で製造された清酒」と定義して、年内にもWTOの制度を適用してもらうよう運動を進めているようです。

今年も暑い夏、ビールの季節ですが、日本酒も負けてはいません。程よく冷えた日本酒が美味しい季節でもあります。最近では女性同士で「居酒屋」で、日本酒で焼き鳥、といった風景も珍しくなくなりました。

ところで、「居酒屋」という名称が現れたのは、寛延年間（一七四八〜一七五一

年）だったそうです。以下、「居酒屋の誕生」（飯野亮一著）という誠に面白い本から。

その寛延年間より少し前の元禄時代（一六八八〜一七〇四年）赤穂浪士が仇討したころです（頃までは、庶民は、酒屋さんつまり、お酒を升で量り売り（小売り）するお店で、お酒を買って自宅に持って帰って飲むのが普通だったのですが、いつの頃からか、お客がお店でお酒を飲む、つまり「居酒屋」を飲ませるようになりました。「煮売茶屋」と言って、食事専門のお店が、ついでお酒を出すところはあったけれども、お酒を飲ませることを専門にするお店はまだほとんどなかったとか。寛延年間になって、初めて酒屋から独立した飲み屋さんが新規開業し、「居酒屋」という呼称が生まれました。また、煮売茶屋が転業した「煮売酒屋」が増えていったそうです。

東京都内には、二〇〇九年の調査で酒場・ビヤホール数は約二二〇〇店舗ある

そうです。（総務省 事業所・企業統計調査）。「居酒屋」ももちろんこの中に含まれています。今から二百年前の文化八年（一八一一年）、江戸の町には煮売酒屋、居酒屋併せて一八〇軒ありました。当時の江戸の人口は、武士、町人併せて約百万人、一人当たり五百五十人に一軒の割合で居酒屋があったことになりました。一方、平成九年の東京の人口は二二九〇万人、すると、六百人に一軒の割合で酒場・ビヤホールがあることになりました。二百年前も現在も、人口割りで言えばほぼ同じような数、「飲み屋さん」があったことになりました。「大阪の食い倒れ」、「京都の着倒れ」と、今日でもよく言いますが、江戸時代にはもう一つ「江戸の呑み倒れ」という言葉もあったそうです。

しかし、当時、江戸には大きな醸造元がなく、江戸町民が飲んでたお酒のほとんどが、大阪や京都、兵庫など関西から運ば

れてきたものでした。特に、「諸白」という、十六世紀に奈良で生まれ、その後、伊丹や池田、灘など近畿地方各地に広がっていった日本酒が、上方からの「下り酒」として大いに飲まれていました。

江戸の地元には地酒がない、それなのに、なぜ、江戸が「呑み倒れ」なのか。それは、江戸が「男性都市」だったからだと思います。

テレビでおなじみ暴れん坊將軍吉宗が統治していた享保六年の人口調査によれば、江戸の町民人口は五十万人、うち男性が三十二万人と六割を占めていました。十五世紀末、アメリカ大陸が発見されてヨーロッパから人々が移住しましたが、

開拓時代は男性ばかりでした。（女性が少なかったため、「レディファースト」の習慣が生まれたとか）。同じように、江戸も徳川家康が開いた比較的新しい町、地方から多くの人達が移住してきました。やはり男性が多かった。女性が少ないわけですから、結婚もできない、結果、長屋に男の一人住まい、お米を炊くにも火打石で火をつけるのが「苦勞、面倒くさい。で、外食する。外食すれば飲むしかない。煮売茶屋のような料理屋は高いから、必然的に居酒屋に人気が集まる、ことになりました。

一方、武家の方も五十万人住んでいましたが、旗本、御家人に加え、全国三百

藩の江戸屋敷に江戸詰の武士が単身赴任で来ていました。ですから、こちらも禄高の少ない下級武士たちが居酒屋に集まる、ということになり、その結果、「呑み倒れ」の江戸が出来上がっていったというわけです。

五代將軍綱吉は、お酒が嫌いで、大酒を飲むことを禁ずる、酒商売をする者を減らすことなど、禁酒令が出たこともあったのですが、それでもしたたかに「居酒屋」は生き残り、今日に続いています。日本酒は、和食と並んで日本の文化。飲み過ぎず、適度に楽しめば百薬の長。そして「居酒屋」もまた文化。大切にしたいものです。

藤井 基之

- 生年月日 昭和22年3月16日
- 選挙区 参議院比例区
- 当選回数 2回
- 出生地 岡山県岡山市
- 趣味 音楽・読書
- 個人ホームページ <http://www.mfujii.gr.jp/>
- その他 薬学博士・薬剤師
- 私の政治信条
私の政策の柱はA(エイジフリー)B(バリアフリー)D(ドラッグフリー：薬物乱用のない社会)社会創りです。
高齢者も、障害を持つ方も、国民誰もが安心して暮らし、元気で生活を送ることのできる長寿社会を創るために何が必要か、を政治活動の根底においています。
好きな言葉「昨日の夢は、今日の希望、そして明日の現実」
- 活動報告
参院議員厚生労働委員会理事として、食品安全確保のための食品衛生法改正、健康増進法改正、薬事法改正、薬剤師法改正、クリーニング業法改正、国民年金法改正等に関与。
- 経歴
昭和37年 岡山大学教育学部付属中学校卒業
昭和40年 岡山県立岡山操山高等学校卒業
昭和44年 東京大学薬学部薬学科卒業
昭和44年 厚生省入省
平成9年 厚生省退官
平成9年 財団法人ヒューマンサイエンス 振興財団 専務理事
平成12年 日本薬剤師連盟 副会長
社団法人日本薬剤師会 常務理事
平成13年 参議院議員（1期目）
平成16年 厚生労働大臣政務官
(平成16年9月～平成17年11月)
平成19年 日本薬剤師連盟 顧問
平成22年 参議院議員（2期目）
平成23年 参議院政府開発援助等に関する特別委員会 委員長
平成24年 自由民主党広報本部 副本部長
広報本部新聞 出版局長
平成25年 自由民主党党紀委員会 委員
裁判官弾劾裁判所 裁判員
平成26年 原子力問題特別委員会 委員長
現在 文部科学副大臣